

高齢ドライバー対策の推進を目的として、道路交通法が改正されます！

近年、高齢化の著しい進行により、認知能力が低下（認知症等）している高齢者の運転が大きな社会問題となっております。

年々増え続ける高齢ドライバーによる自動車事故の内容を見てみると、交差点等での事故が最も多く、赤信号を見落とし交差点に進入したり、信号停止中の車両に衝突したりするといった内容から、事故後に認知症と診断される場合も少なくないようです。



これを受けて、国と警視庁は「認知症対策は緊急を要する」との判断から改正道路交通法の法整備を進め、平成27年6月に「改正道路交通法」が成立しています。

そして、来年はさらなる高齢者ドライバー対策の推進を目的に、新たな道路交通法の改正が行われます。

平成29年3月12日から！

改正道路交通法（一部抜粋）

1. 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習（新設）

75歳以上の方を対象に、改正前は3年に1度の免許証の更新時だけ受ける認知機能検査を、一定の違反行為があれば3年を待たずに受けることになります。



①臨時認知機能検査

認知機能低下により起こしやすい違反行為（信号無視、一時不停止、通行区分違反など18項目）をしたときは、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。



②臨時高齢者講習

①の検査の結果、認知機能の低下が運転に影響する恐れがあると判断された方は、「臨時高齢者講習」を受けなければなりません。

2. 臨時適正検査制度の見直し

認知機能検査で認知症の恐れがあると判定された方は、違反の有無を問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査または臨時認知機能検査で認知症の恐れがあると判定された方は、臨時適性検査（医師の診断）を受け、または、主治医等の診断書を提出しなければなりません。

※医師の診断の結果、認知症と判断された場合は運転免許の取消し等の対象となります。



【参考】北海道警察本部交通企画課HP

加齢に伴い、運転免許証を自主返納する時期はいつかやってきます

長年続けてきた運転をやめることは大きな決断ですが、一步間違えば、人の命を奪いかねない車の運転。運転免許の自主返納は、今後のことを冷静に考えて行う人生の一つの決断です。

「判断や動作の鈍りから、運転に自信がなくなってきた…」と感じた場合は、事故を起こす前に、運転に代わる交通手段等を確保して、冷静に判断しましょう。

また、本人自身が実感できず、家族が「記憶や判断能力が低下しているし、このまま運転を続けることは危険」と感じている場合は、運転に代わる移動手段や新しい楽しみなどを提案し、納得して運転を卒業してもらえるようにサポートしていけると良いと思います。

運転免許証自主返納は、冷静な自己診断と家族の意見を尊重し、決断しましょう。